

- ・ 令和3年12月  
渡辺市長、「（仮称）入島税」の検討に向けて国内推薦候補に選定された後、  
官民による議論の場を設置する方針を発表
- ・ 令和6年5月28日  
佐渡旅館連盟会長、市に対して宿泊税導入の要望書提出
- ・ 令和6年7月12日  
第1回宿泊税検討会議開催
- ・ 令和6年7月27日  
「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録が決定

○市長の方針表明

○佐渡旅館連盟からの要望書

観光客等に環境保全への協力を求める手法としての税導入で一致

宿泊税に限らず、入島税等についてもあわせて検討するため、有識者等を委員として開催。

新たな財源の導入に当たっての課題や、合意形成の進め方等について検討

## 【議 題】

- ①佐渡市の観光及び財政の現状について
- ②新たな財源確保に向けた検討事項の整理
- ③今後のスケジュールについて
- ④その他

## 【主な意見】

- ・現状認識と課題、問題の抽出がまずは最優先。
- ・観光だけでなく、市全体の財政状況も含め、現在の予算が不足しているのか、十分なのか整理が必要。
- ・宿泊税を徴収してまでも何をやるべきなのかということを明確にする必要がある。
- ・持続可能な観光地づくりには、「①地域の環境を守ること」「②観光産業が継続して営まれること」の2つが必要である。

法定外税導入にあたって、目的（使途）と現状の課題整理が不十分であるとの指摘が目立った

## ○関係課の共通認識（新たな観光財源導入に向けた基本的な考え方）

来訪者の増加によって自治体に住民以外からの負担増がもたらされる。観光施策や環境保全は市単費で維持しているものが多いため、持続可能な観光地づくりに向けて、一定の経費について来訪者からご負担いただく必要がある。

（使途 = ①地域の環境を守ること、 ②観光産業が継続して営まれること）

①の具体例：不法投棄、海岸漂着ごみの対策、市道除草、観光施設の維持管理等

②の具体例：オーバーツーリズム対策、観光案内、情報発信、デジタル化

単位：千円

| 使 途              | 事業名称                              | 内 容                                                                               | 予算額<br>(R6年度当初) | 特定財源   | 一般財源   |
|------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------|--------|
| ①地域の環境を守ること      | 環境美化・不法投棄対策推進事業                   | 不法投棄や海岸漂着ごみの回収を行い、生活環境及び自然環境の維持向上を図る。また、不法投棄監視員や環境美化指導員を配置し不法投棄撲滅やポイ捨て禁止の普及啓発を図る。 | 13,358          | 8,470  | 4,888  |
|                  | 道路橋りょう管理事業<br>(道路清掃委託料、環境美化業務委託料) | 道路環境の向上及び沿道における良好な環境の確保に努める。                                                      | 34,700          | 9,500  | 25,200 |
|                  | 観光施設運営費                           | 観光施設及び案内看板等の管理を行う。                                                                | 96,835          | 13,137 | 83,698 |
| ②観光産業が継続して営まれること | 持続可能な観光推進に向けた受け入れ環境整備事業           | 来訪者の適切な受け入れと住民生活との両立を図るため、島内の観光二次交通体制を強化し、来訪者を効果的に分散させることで、地域への負担を軽減する。           | 45,805          | 30,023 | 15,782 |
|                  | 観光地域づくり推進事業                       | (一社)佐渡観光交流機構を中心とし、観光案内所を中心とした地域内連携や、効果的な情報発信を行い、佐渡全体の観光地域としての底上げを図る。              | 90,589          | 13,855 | 76,734 |
|                  | 観光デジタル化推進事業                       | 公式観光情報サイト「さど観光ナビ」や会員システム「さどまる倶楽部」の運営を通じて戦略的に顧客との関係構築を行い、旅行満足度の向上及び観光消費額の増加を図る。    | 25,489          | 12,004 | 13,485 |

①②のうち、今後経常的に発生することが想定される経費の一般財源に充てるべき

## ○導入すべき新たな観光財源について

- ・ 使途を踏まえると、費用負担の対象は宿泊者に限定してよいか。  
→日帰り客を対象とすることについて要検討。
- ・ 徴収に係る負担（納税者、徴収者）を鑑みて、効率的で効果的な方法を検討すべきである。  
→検討会議での意見を踏まえて方向性を整理。

| 財源           | 種類            | 導入自治体<br>(類似事例) | 対象者の捕捉           | 対象者の数 | 課題                                             |
|--------------|---------------|-----------------|------------------|-------|------------------------------------------------|
| 宿泊税          | 法定外<br>目的税    | 東京都、京都市<br>等    | 宿泊施設において         | 多い    | 対象が宿泊者に限定さ<br>れる。                              |
| 入島税<br>(訪問税) | 法定外<br>普通税    | 廿日市市            | 両津港・小木港・<br>佐渡空港 | 多い    | 法定外普通税としての<br>導入は現時点では廿日<br>市市以外に事例がない。        |
| 入湯税の超過課<br>税 | 法定税<br>(超過課税) | 釧路市、別府市<br>等    | 宿泊施設において         | 少ない   | 課税対象となる施設が<br>限られる（日帰りの入<br>湯客は課税対象外とし<br>ている） |
| 寄付金          | —             |                 | 善意や協力の意思<br>に基づく | —     | 安定性・継続性に難あ<br>り                                |

宿泊税と入島税（訪問税）に絞って検討

|         |                                                                                                                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 納税義務者   | 市内に所在する宿泊施設へ宿泊される方                                                                                                |
| 特別徴収義務者 | 旅館業法に登録している宿泊施設（ホテル・旅館・簡易宿所など）、住宅宿泊事業法に登録している宿泊施設（民泊）                                                             |
| 税率（※1）  | 定額 1 人 1 泊200円（※2 福岡県、北九州市で採用）<br><br><b>【税込シミュレーション】</b><br>$200円 \times 32万人泊（R6年延べ宿泊者数） = \underline{6,400万円}$ |
| 課税免除    | 修学旅行やその他学校行事に参加・引率するもの<br>（※2 京都市、倶知安町、長崎市で採用）                                                                    |
| 懸案事項    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 旅館連盟会員以外の宿泊事業者の合意形成</li><li>・ 宿泊事業者の負担増加</li><li>・ 宿泊利用者への影響</li></ul>    |

※1 税率については論点整理のために仮に設定したもの。

※2 他市の事例については添付（【宿泊税・事例】を参照《第 1 回検討検討会議にて配布済》）

|         |                                                                                                    |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 納税義務者   | 市内への訪問者                                                                                            |
| 特別徴収義務者 | 船舶及び航空機の運航事業者                                                                                      |
| 税率（※1）  | 訪問者が訪問するごとに1人1回につき100円（※2 廿日市市で採用）<br><br>【税込シミュレーション】<br>100円×47万人（R6年延べ入込数） = <u>4,700万円</u>     |
| 課税免除    | 佐渡市民及び準住民（佐渡市民以外の方）<br>・ 準住民の方：介護帰省者、佐渡出身学生、「さど暮らし体験住宅」の利用者、佐渡市との連携などに基づき来訪する大学などの学生など             |
| 懸案事項    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運航事業者の合意形成</li><li>・ 運航事業者の負担増</li><li>・ 訪問者への影響</li></ul> |

※1 税率については論点整理のために仮に設定したもの。

※2 他市の事例については添付（【宿泊税・事例】を参照「宮島訪問税」）



## ○宿泊税検討会議開催要綱

(設置)

第1条 持続可能な観光地域づくりの推進を図るため、佐渡市における宿泊税をはじめとした新たな財源の導入に向けた検討を行う上で、有識者等からの意見、助言等を求めるため、佐渡市宿泊税検討会議（以下「検討会議」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 検討会議において意見、助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市における宿泊税をはじめとした新たな財源の導入に関すること。
- (2) その他検討会議の設置目的を達成するために市長が必要と認めること。

(参加者)

第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから、おおむね10人程度の参加を求めるものとする。

(1) 学識経験又は知識を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 前項の場合において、原則として同一の者に継続して検討会議への参加を求めるものとする。

(座長)

第4条 検討会議の参加者は、その互選により検討会議を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(開催通知)

第5条 市長は、検討会議の開催日時、開催場所、意見等を求める案件その他必要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急

を要する場合は、この限りでない。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、議長となる。

2 会議は、参加者の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、会議に参加者以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

4 座長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各参加者に送付することをもって会議に代えることができる。

(守秘義務)

第7条 検討会議の参加者は、この会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。検討会議が終了した後も、同様とする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

3月末までに検討結果を整理し、  
一定の方向性として報告書を取りまとめる

| 回 | 開催日程         | 検討テーマ                                    |
|---|--------------|------------------------------------------|
| 1 | 令和6年7月12日（金） | 論点整理<br>検討スケジュール                         |
| 2 | 令和7年1月22日（水） | 導入すべき新たな財源に関する意見交換                       |
| 3 | 令和7年3月       | 導入すべき新たな財源に関する意見取りまとめ<br>（財源の使途、課税要件を含む） |
|   | 令和7年3月末      | 報告書完成 ⇒ 4月公表                             |